

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO FCTC) 第10回締約国会議(COP10)結果概要

令和6年(2024年)2月
外務省国際協力局
国際保健戦略官室

FCTC COP10概要

- ・WHO FCTCのCOPは、本条約の締約国代表(183カ国)により構成される本条約の意思決定機関。第3回までは毎年、第4回以降は原則隔年開催(2020年予定であったCOP9は新型コロナの影響で2021年に延期の上でオンライン開催)。
- ・日程:2024年2月5日～10日 ※当初の2023年11月から延期となったもの。2018年以来6年ぶりの対面開催。
- ・開催地:パナマ・パナマシティ(次回のCOP11は2025年開催予定にて開催地未定。)
- ・日本からは外務省、財務省、厚生労働省から成る日本政府代表団にて対応。

COP10における主要な技術議題

- **【議題1.1】COP10議題の採択及び構成**
COP10の議題に、第18条(環境及び人の健康の保護)に関連する議題を含めることが決定。
- **【議題6.1】第9条(たばこ製品の含有物に関する規制)・第10条(情報開示に関する規制)の履行**
第9条・第10条ガイドライン策定に向けた専門家及び作業グループの設置は合意できず、COP11に持ち越し。
- **【議題6.2】国境を越えるたばこ広告、販売促進・後援防止にかかる特定ガイドライン**
条約第13条ガイドラインを補完する目的で、脚注に第13.3条(制限)を記載する形で修正した特定ガイドラインを承認。
- **【議題6.3】新規・新興たばこ製品**
加熱式たばこに関するエビデンス、市場動向等の最新情報を含むWHOからの報告書を留意。
- **【議題6.4】未来志向のたばこ規制措置(第2.1条関連)**
第2.1条の規定の範囲内で考えられるたばこ規制措置に関する専門家グループの設立を決定。
- **【議題6.5】第19条(責任)の履行** たばこ産業に対する法的措置執行のため、行政措置を含む民事・刑事責任強化に資する情報収集等の目的で、専門家グループの再設置を決定。
- **【追加議題】たばこに関連する環境面の懸念** ※第18条関連議題として初めてCOPで議論。
たばこ製品の製造から消費、廃棄に至るまでのライフサイクル全体が環境に与える影響を認識すること等を決定。
- **パナマ宣言** COP10を含むこれまでのCOPでの議論や決定を踏まえ、引き続き、たばこの規制に向けた条約履行にかかる各国の取組、国際協力の推進等を宣言。

COP10におけるその他の主な議題

- 【議題7.1】条約履行にかかる報告システムの改善
各締約国による条約履行にかかる報告システムの改善を決定。
- 【議題7.2】条約履行レビュー・メカニズム
効果的な条約履行を促進することを目的に、条約履行レビュー支援メカニズムの設立を決定。
- 【議題7.3】人権の促進と実現に対する条約の貢献
国連の人権メカニズムに関与する際に、条約の原則と履行努力を含めることを検討の奨励を決定。
- 【議題8.1】「たばこ規制を加速するための世界戦略（条約履行を通じた持続可能な開発の推進 2019-2025年）」「たばこ規制を加速するための世界戦略」を2030 年まで延長することを決定。
- 【議題8.2】2024-2025年の作業計画と予算
条約事務局から提案された作業計画と予算案を承認。 ※パナマでの会合開催までの暫定予算案は2023年11月に採択済。
- 【議題8.3】投資基金の運営
条約・議定書の各投資基金について、運営の相乗効果を確保するため、単一の監視委員会の設置を決定。
- 【議題8.4】分担金の支払い及び滞納国を減らす方策
分担金滞納国のうちCOP10までに完済した国の報告とともに、引き続き滞納国に対する早期の支払い督促を決定。
- 【議題8.5】COPのオブザーバー資格を持つNGO 認定
現在オブザーバー認定されている26のNGOについて、引き続きオブザーバー認定することを承認。
- 【議題8.6】COPの手続規則の変更
新型コロナのような例外的な状況におけるCOP のバーチャル会合の手配を可能にする等の手続規則の変更を決定。
- 【議題8.7】COPと世界保健総会の相乗効果強化
たばこに関連する世界保健総会の決議等に関する情報を含む報告書の留意。
- 【議題8.8】条約事務局長の任命プロセスの改善
より効率的で透明性を確保するため、事務局長任命プロセスの改善につき条約・議定書両事務局の共同提案を承認。